

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢があることを求められている。

最高裁判所は 2015 年また 2021 年の夫婦別姓を求める裁判で、現行法の夫婦同姓規定自体は「合憲」と判断したが、同時に選択的夫婦別姓制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事項に他ならない」として、国会での議論を促したものである。その後も夫婦別姓の選択肢を持てる法制度を求める声は多く、国民、司法、経済界からもますます強く求められており、この問題の根本的な解決のためには、国会で夫婦の姓に関する制度の在り方について議論される必要がある。

現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されている。また子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐった困りごとも増えている。政府は通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、更に国際社会での混乱を招いている。

選択的夫婦別姓制度は、こうした問題を解決し、誰も改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、更には「自分の名前で生きたい」という人権、且つ、個人のアイデンティティを尊重できる社会の実現のためにも、選択的夫婦別姓を、家族の在り方の議論としてではなく、国民一人一人が活躍できる社会を実現することは国の責務である。

よって、国会及び政府において、こうした社会状況を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた積極的な議論を行い、選択的夫婦別姓の法制化することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣 殿

神奈川県愛川町議会

議 長 井出 一己